

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

昨年12月、中国武漢市で発生した新型コロナウイルスによる感染症は世界各地に拡大し、世界保健機関(WHO)の発表では、3月14日現在139の国と地域で感染が確認され、世界の患者数は14万2,539人を超えた。ウイルスによる肺炎等での死者は5,393人に達している。

政府は2月26日、2週間の大規模集会やイベントの自粛要請を発表し、続いて2月27日感染予防のため全国の小中学校、高等学校、特別支援学校を3月2日より春休みまで一斉休校とする要請を出されたところである。

国民生活への影響は計り知れなく、医療、教育、福祉、経済活動、生産ライン等すべての分野で混乱が起きている現状である。国は、この状況を的確に把握され、下記の対応を速やかに取られるよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染予防のため、万全の措置を講ずるとともに必要な予算措置を図ること。
- 2 デマやネットでの偏った情報で国民不安が増幅されないよう、情報の発信を政府の名のもとに一元化しタイムリーに行うこと。
- 3 現在、第一相談窓口が保健所となっているが、多数の問い合わせで機能しにくくなっている。
身近な医療機関での相談、検査が受けられる体制を早急に手配されること。そのための、人材確保や財源を明確にすること。
- 4 世界的な感染拡大に伴い、産業全般への影響も甚大なものがあり、事業者等の相談窓口の設置や、緊急融資支援等の対策を早急に行うこと。
- 5 アルコール消毒液・マスク等の予防に必要な物品の供給体制を整えること。
- 6 各自治体と連携を密にして寄せられる相談を的確につかみ対応できる国の体制を具体化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年3月18日

広島県府中市議会